

北里大学保健衛生専門学院転学に関する細則

平成20年10月9日 制定

(趣旨)

第1条 この細則は、北里大学保健衛生専門学院学則第16条第2項の規定に基づき、北里大学保健衛生専門学院(以下「本学院」という。)の転学の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 転学とは、本学院の学生が、学院長の許可を受けた上で、他の学校の学年の途中に入学することをいう。

(転学手続)

第3条 転学を希望する者は、あらかじめクラス担任などの指導助言を受け、所定の様式(様式第1)に他の学校の受験許可願を添え、その事由を具して、保証人連署の上、学院長に願い出なければならない。

2 学院長は、前項の願い出があった場合、提出書類及びその事由を確認した上で、教師会の議を経て、これを許可する。

3 学院長は、転学を許可した者に対し、転学決定通知(転学許可証。様式第2)を交付する。

(転学者の学費の取扱い)

第4条 転学した者が納入した学費は、一切返還しない。

(細則の改廃)

第5条 この細則の改廃は、教師会において決定する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。